

## ■電気容量の契約変更について

### (アンペアの変更)

移転先住宅の電気容量（アンペア）の変更手続きをお知らせいたします。  
以下の要領で行って下さい。

電気容量は少ないほど基本料金が安いので、通常20アンペアに設定をしています。電気容量は40アンペアまでの変更は可能です。

契約変更の手続きは入居者が行い、工事費用が必要な場合も入居者負担となります。

### 30アンペアに変更をする

- ・30アンペアまでの変更については、手続きは不要です。
- ・ご契約された電力会社へ工事の連絡をしてください。
- ・電力会社から、市へ確認をするように言われたら、「市から30アンペアへの変更は可能と言われた」と言っ、工事を行ってもらって下さい。

### 40アンペアに変更をする

#### 【東区・博多区・早良区・西区の市営住宅の場合】

- ・住宅供給公社保全課（271-3030）へ電話で連絡をして、40アンペアへ変更することを伝えてください。

#### 【中央区の市営住宅の場合】

- ・中央区施設管理事務所（262-1090）へ電話で連絡をして、40アンペアへ変更することを伝えてください。

#### 【南区の市営住宅の場合】

- ・南区施設管理事務所（409-4610）へ電話で連絡をして、40アンペアへ変更することを伝えてください。

#### 【城南区の市営住宅の場合】

- ・城南区施設管理事務所（707-6388）へ電話で連絡をして、40アンペアへ変更することを伝えてください。

- ・各行政区別に40アンペアに変更することを伝えた後、電力会社へ工事の連絡をしてください。
- ・電力会社へは、「市へは連絡済みで、了解を取った」と言っ、工事を行ってもらって下さい。